

令和5年度 東京都水防計画の主な改定点

1 令和5年度水防上注意を要する箇所

都が管理する一級・二級河川における水防上注意を要する箇所を現場精査のうえ、下表のとおり改定する。

種別	基準	令和4年度 (箇所) (延長)	令和5年度 (箇所) (延長)	増減 (R5-R4)
洪水	大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所	83箇所※ (27,860m)	83箇所 (27,380m)	0箇所 (△480m)
高潮	台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所	6箇所 (1,640m)	6箇所 (1,640m)	0箇所 (0m)
堤防・護岸の強さ	堤防・護岸が老朽化・洗堀及び水衝部のため、その強さに注意する箇所	13箇所 (2,527m)	11箇所 (2,500m)	△2箇所 (△27m)
りっこう 陸 閘	陸閘（堤防や護岸を連続させられない場合に設けた開閉式の門扉）が設置されている箇所	23箇所 (497m)	23箇所 (497m)	0箇所 (0m)
工事施工	河川工事等の施工によって注意を要する箇所	123箇所 (15,031m)	107箇所 (12,570m)	△16箇所 (△2,461m)
合計		248箇所 (47,555m)	230箇所 (44,587m)	△18箇所 (△2,968m)

※令和4年度東京都水防計画の記載では79箇所としているが、現場の実態にあわせ、83箇所として集計している。

【改定箇所】

資料編4 資料4.1 水防上注意を要する箇所（都管理河川）

2 水位周知河川（白子川）の新規指定及び運用

- ・ 「氾濫危険水位」に達した場合に、東京都（河川管理者）が単独で「氾濫危険情報」を発表。
- ・ 洪水時の自主避難、関係区市による水防活動や避難情報発表等の判断に活用。
- ・ 令和5年度より運用開始。

【改定箇所】

第4章 防災気象情報 4.5.2 水位周知河川（国管理・都管理・県管理）

3 「東京都における排水作業準備計画」を踏まえた排水作業を位置付け

- ・ 「東京都における排水作業準備計画」（令和4年8月公表）を踏まえて、第6章水防活動に「排水作業」を新たに記載。
- ・ 大規模な高潮等により広範囲な浸水が発生した場合、浸水状況や堤防の被害状況等を踏まえた排水計画を作成。
- ・ 排水計画に基づき、速やかに排水作業を実施。

【改定箇所】

第6章 水防活動 6.7 排水作業